

平成 27 年 4 月 10 日

<問い合わせ先>

海事局海賊対策連絡調整室 中村・井上

TEL 03-5253-8111 (内線 43303、43304)

03-5253-8619 (直通)

FAX 03-5253-1645

海賊対処法に基づく護衛対象船舶について (H21. 7. 28～H27. 3. 31)

平成 21 年 7 月 24 日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（以下、「海賊対処法」という。）が施行され、同年 7 月 28 日からアデン湾において、海賊対処法に基づく海賊対処行動による護衛活動が開始されております。海賊対処法により、船舶の国籍を問わず護衛を行うことが可能になったことから、国土交通省海事局が外国の船舶も含めて一元的に申請を受け付け、日本関係船舶等を確実に護衛対象船舶に選定するとともに、国際貢献の観点から、日本に関連のない外国の船舶も護衛対象に選定する役割を果たしております。

このことから、海賊対処法に基づく護衛活動に関し、以下のとおり取りまとめました。

1. 事前登録の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

(1) 登録事業者数

866 社（うち外国船社は 767 社【54 カ国】）

(2) 登録船舶数

6,527 隻（うち外国船社は 4,231 隻）※重複を除く

2. 護衛対象船舶の状況

(1) 集計期間（護衛回数）

平成 21 年 7 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

（海賊対処法による護衛活動第 1 回から第 599 回までの計 599 回）

(2) 護衛対象船舶数

合計 3,535 隻 (1回平均 5.9 隻)

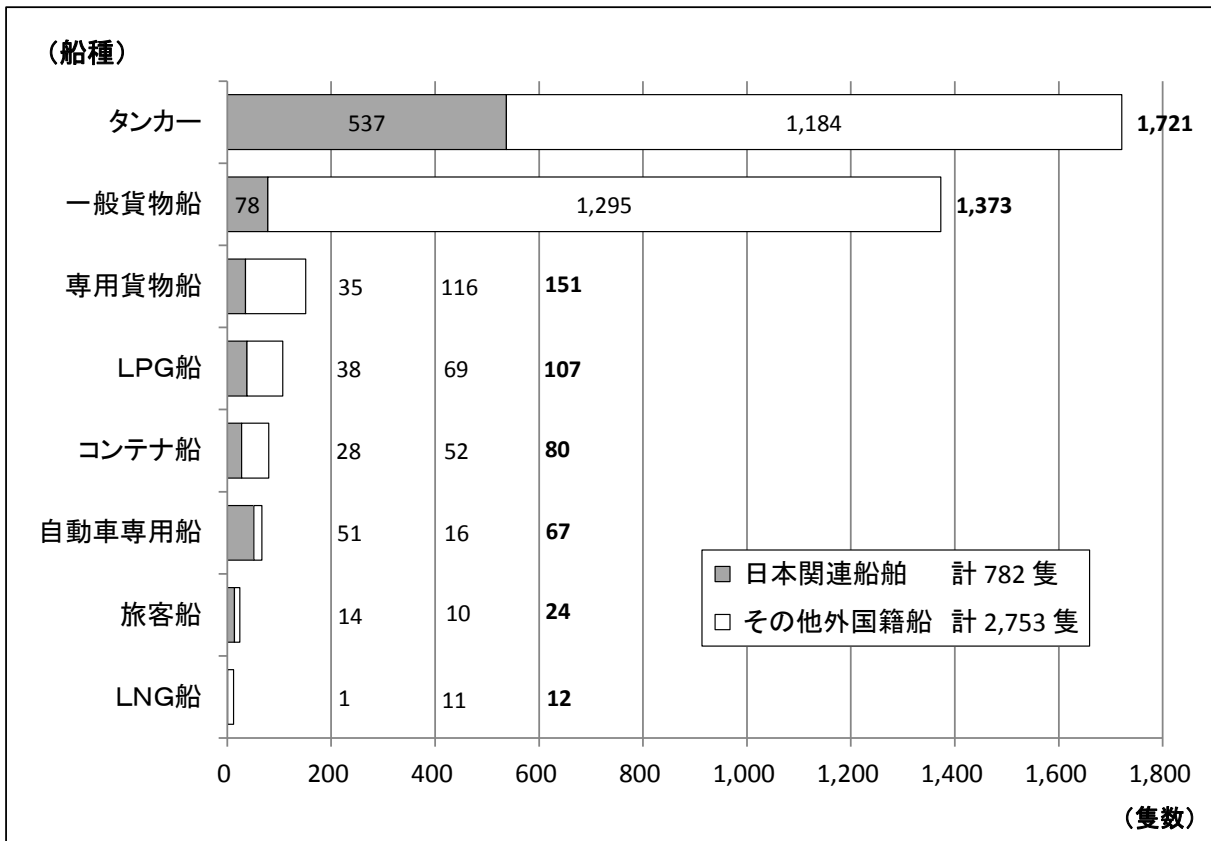
(参考) 海上警備行動に基づく護衛活動: 1回平均 3.0 隻

<内訳>

日本関係船舶 (我が国の運航事業者が運航する船舶)	659 隻
うち ①日本籍船	16 隻
②我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船	643 隻
その他外国籍船 (外国の運航事業者が運航する船舶)	2,876 隻

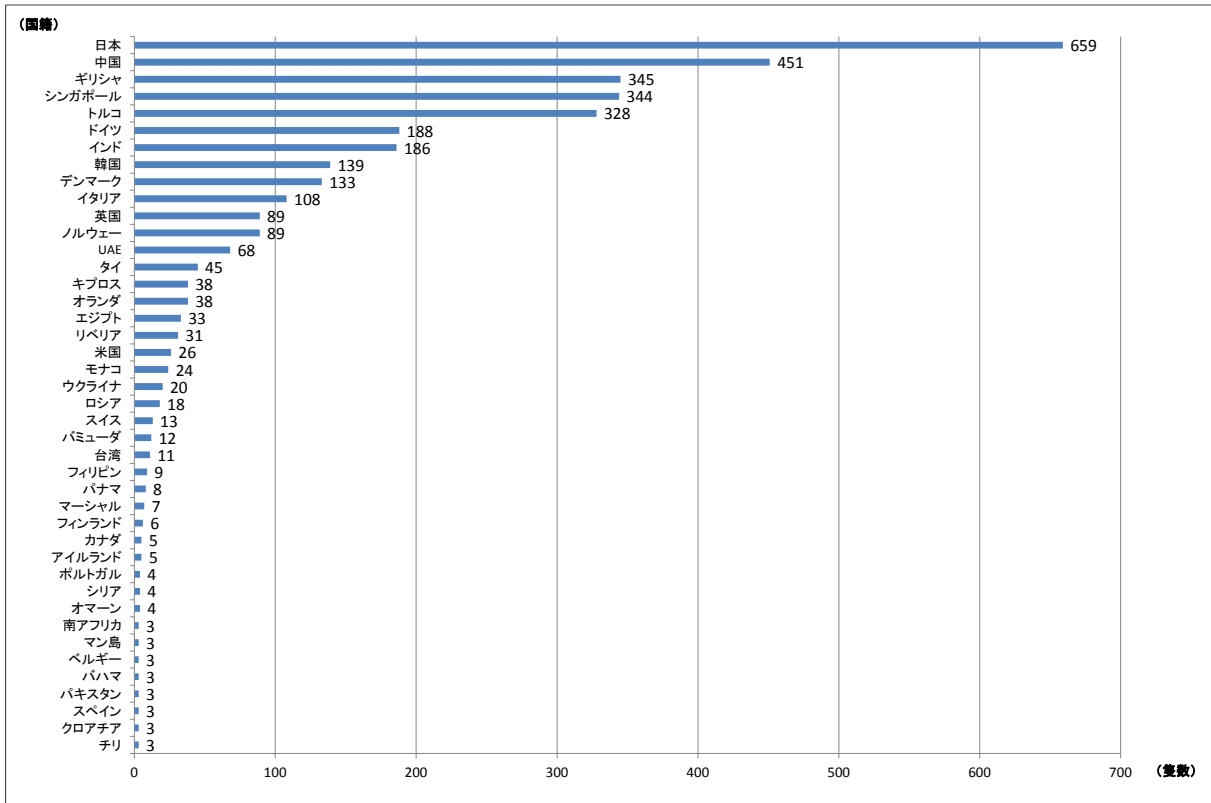
※「その他の外国籍船」の中には、日本の企業が実質船主、船舶管理会社など、日本に関連のある船舶 123 隻が含まれている。

(3) 船舶の種類



※日本関連船舶: 日本関係船舶及び日本の企業が実質船主、船舶管理会社など、日本に関連のある船舶

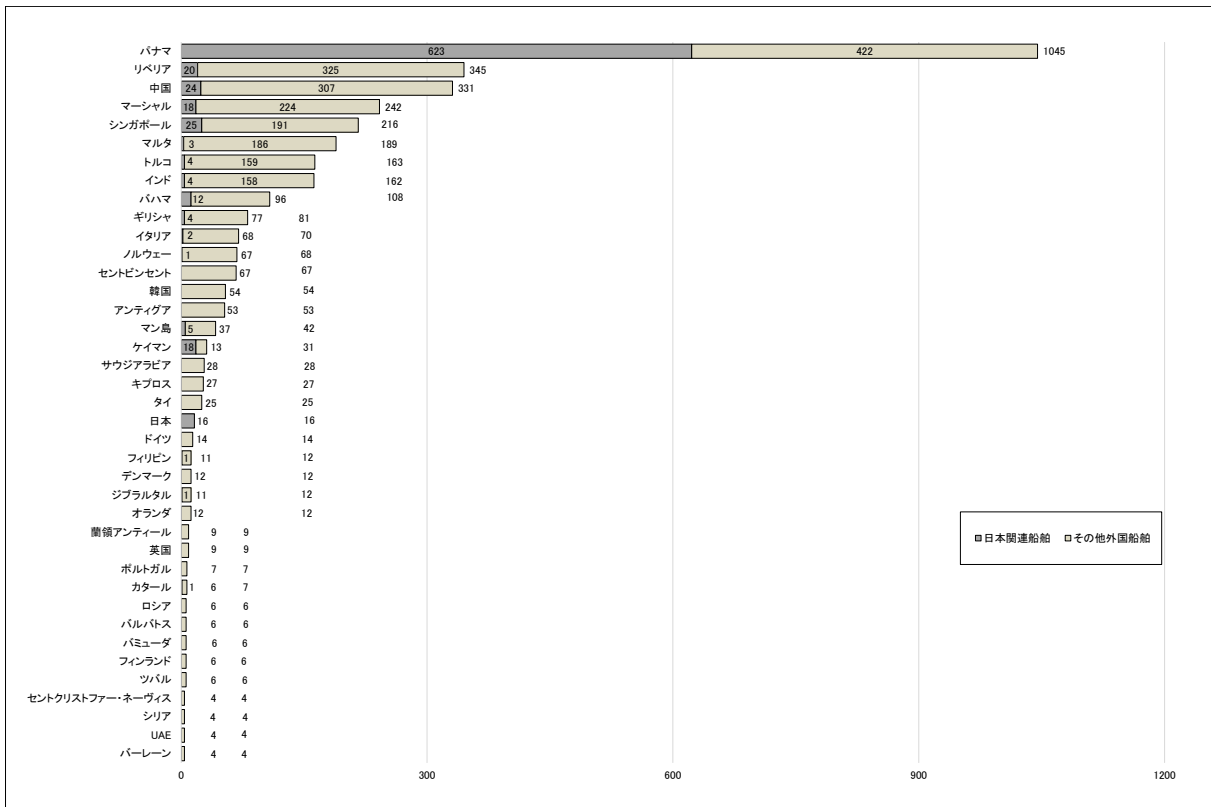
(4) 船舶運航会社の国籍別内訳



※ 2隻以下の国籍は、以下のとおり。(グラフ上は省略)

- (2隻) カタール、クウェート、ケイマン諸島、サウジアラビア、ブルガリア、マレーシア、ラトビア、英領ヴァージン諸島
- (1隻) イスラエル、オーストラリア、バングラデシュ、フランス、ベトナム、ベネズエラ、ルーマニア

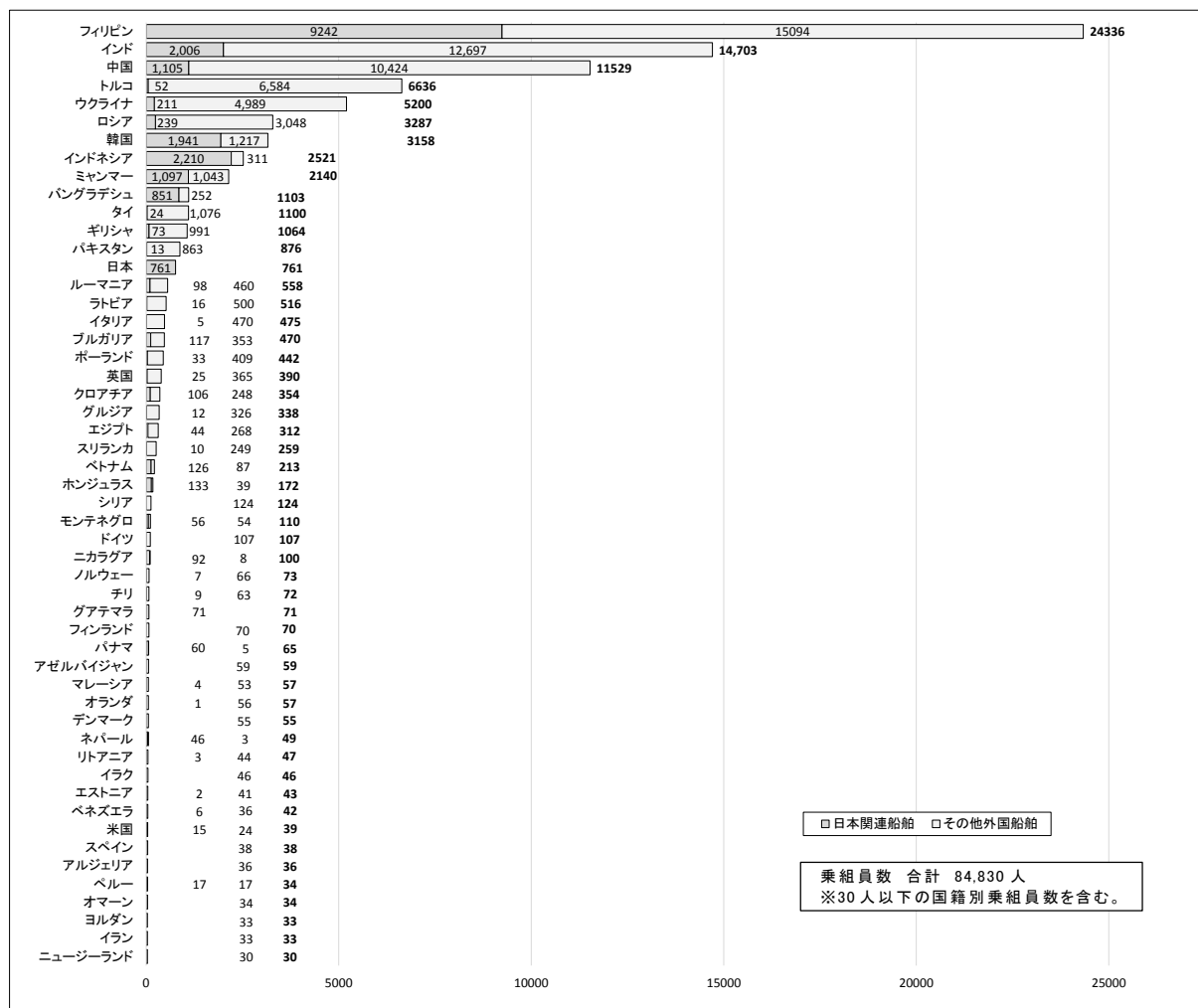
(5) 船籍別内訳



※ 3 隻以下の国籍は、以下のとおり。(グラフ上は省略)

- (3 隻) エジプト、シエラレオネ、パキスタン、ベトナム、リビア
- (2 隻) マレーシア、ベルギー、ブルガリア、スイス、ドミニカ
- (1 隻) カンボジア、キリバス、クロアチア、バヌアツ、バングラデシュ、ルクセンブルグ、スペイン

(6) 乗組員の国籍別内訳



※ 30 人以下の国籍別乗組員は、以下のとおり。(グラフ上は省略)

- (27 人) 南アフリカ (24 人) ガーナ (21 人) キリバス、ハイチ (19 人) カナダ
- (18 人) ジャマイカ (16 人) コロンビア、スウェーデン (15 人) ベラルーシ
- (14 人) 台湾、ポルトガル (13 人) シンガポール (12 人) スイス (11 人) オーストラリア
- (10 人) リビア (9 人) セルビア、ブラジル、モルジブ
- (8 人) エルサルバドル、トンガ、ベルギー
- (6 人) アイルランド、オーストリア、スーダン、スロベニア、ベリーズ
- (5 人) スロバキア、フランス (4 人) ガイアナ、キューバ、チェコ、ハンガリー
- (3 人) アンゴラ、イスラエル、キプロス、マケドニア、メキシコ、レバノン
- (2 人) UAE、アルゼンチン、エチオピア、モロッコ
- (1 人) アイスランド、エリトリア、ギアナ、セントビンセント、セントルシア、パミューダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ、モルドバ